

生活保護受給者に対する批判に便乗し、生活保護制度改悪を目論む動きに強く抗議する声明

生活保護受給世帯数が151万世帯を数え、210万人以上が生活保護制度を利用するに至った今日、某タレントの家族が生活保護受給者であった旨の報道を機に、生活保護受給者数の増加があたかも不正受給の横行によるものであり、問題のある生活保護受給者を排除するべく、支給要件の厳格化が必要である旨の論調が拡大した。

生活保護法上、親族による扶養の欠缺は保護開始の要件とされておらず、某タレントの家族が不正に保護費を受給していたと評価することは適切ではないばかりか、近年における不正受給の割合の大幅な増加も見受けられない。その意味で、某タレントを巡る報道は、生活保護の実情を歪曲し、制度批判に国民を誤導する内容であったと言わざるを得ない。加えて、生活保護制度の実態を正確に踏まえて意見を述べるべき立場にある国会議員が、週刊誌のゴシップ記事に安易に迎合し、公の場で著しく不適切な発言をしたことが今回の騒動の発端になっていることは、極めて遺憾である。

生活保護受給者数増加の主たる原因が高齢化社会の進展と雇用破壊にあることは、統計上疑いない事実である。しかしながら、保護費支出削減を目論む政府は、現在の雇用破壊を招いた政治的責任を一切顧みることなく、一連の騒動により高まった生活保護制度に対する関心、反発を奇貨として、生活保護給付水準の引き下げ、扶養義務強化をはじめとする支給要件厳格化等の動きを強めている。

わが国における生活保護制度の問題の本質は、保護費支出全体の0.4%にとどまる不正受給にはなく、必要な人々に保護が行き渡っていない、いわゆる「漏給」と呼ばれる事実にある。現在の生活保護制度の捕捉率はおよそ20%と言われており、制度上生活保護を受けることのできる人々のおよそ8割が、生活保護を受けることができていない。1987年1月、札幌市白石区において、3人の子どもを持つ母親が、生活保護を受けたいと福祉事務所を何度も訪問したにもかかわらず、福祉事務所がこれを放置した結果餓死した事件が発生した。最近でも、北九州市において、2005年から2007年にかけて3件の餓死事件が発生したことは記憶に新しい。これらの事件には、福祉事務所の担当者が、生活保護の申請に訪れた被害者に対し、配偶者や親族による扶養の可能性の有無を確認するよう要求し、違法に追い返していた事実がある。

わが国の生活保護行政が招いたこれまでの悲惨な経験を踏まえれば、政府の目論む扶養義務強化施策が、扶養の強制による家族関係の悪化や孤立、困窮の連鎖、それらを恐れることによる生活保護申請の躊躇等を促し、これまで以上

に餓死者、自殺者を増加させる結果をもたらすことは、おのずと明らかである。このたびの生活保護受給者バッシングを受けて、全国の生活保護相談ダイヤルには、世間の目を気にするあまり生活保護申請を躊躇している、生活保護を受けていることについて自責の念に苛まれている、などの声が多く寄せられている。扶養義務の強化は、生活保護制度の世界的な趨勢に真っ向から逆行することはもとより、国家レベルでの生活保護申請の抑制、すなわち水際作戦の復活を意味する。われわれは、問題の本質から目を逸らし、不正受給撲滅という大義名分をかざして真に保護が必要な人々を窮地に追いやる動きを、決して許すことはできない。

自由法曹団は、生活保護受給者を巡る一連の騒動に便乗し、憲法 25 条の具体化であり最後のセーフティネットである生活保護制度の改悪を目論む動きに強く抗議する。そして、誰もが健康で文化的な生活を送ることのできる社会を実現するため、全力を尽くす所存である。

2012年6月25日

自由法曹団

団長 篠原義仁